

令和4年度財務省政策評価書

令和5年6月

財務省

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。 (上記目標を構成するテーマ) 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
----------------	--

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。 日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構（JICA）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（JBIC）の出融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

	WTO（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	---

テーマ 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む			
測定指標（定性的な指標）	[主要]総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目標	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【G 7】 我が国は、G 7における以下の議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展等に貢献しました。 - ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調してとっています。また、世界経済・金融市場の動向 IMF を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形で G 7 としての共通理解を示しました。 - 特に、2023年 1 月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立性に向けた議論を牽引したほか、GDP で測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G 7 における議論を主導しました。 【G20】 G20においても、我が国は以下の議論に積極的に参画しました。 - ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMF を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分された IMF の特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収	□

支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立と出資など、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組みであるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和4年10月にタイ・バンコクにて開催されたAPEC財務大臣会合において、金融を通じて持続可能な経済への移行を促進するサステナブル・ファイナンスや、コロナ後の経済回復や金融包摂を実現するためのデジタル化についての意見交換に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、特にロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、MDBsを通じた支援を行いました。

- ・ 例えば、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、IDA第20次増資（IDA20）において、歴史上初めて1年前倒しの上、令和3年12月に増資に合意しました。IDA20次増資では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和4年9月には、IDA20の増資期間の開始（令和4年7月より）にあたりIDA20ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。
- ・ ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- ・ また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するため

に必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJBICが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）

- ・ また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約17百万ドルの支援をすることとしました。

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。

- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施してきました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための、改正外為法案が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、FATF勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関

	等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実効性強化に取り組んでいます。 【F A T F等】 このほか、F A T Fの枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画することで、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への対策（以下、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）を推進しています。 ・ 国際基準の策定や履行確保を担うF A T Fの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非F A T F加盟国のF A T F基準の履行確保を担うF A T F型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のF A T F型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。 ・ 国内では、令和3年8月に公表されたF A T F第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、F A T F第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したF A T F勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。さらに、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F勧告の着実な実施等を行いました。 （注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。 以上のように、令和4年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
	[主要]総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進	

	目 標	ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。	
測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。 【ASEAN＋3】 令和4年度のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。 ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN＋3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的にCMIMを活用できるような新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 ・ AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取組に係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN＋3財務トラックにおける事務局の支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについて議論を推進しました。 ・ 更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）のこれまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップの策定についても議論したほか、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財	□

		務強靱性の強化に向けて災害リスクファイナンスに係る議論の定例議題化を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。 【二国間財務・金融協力】 ・ A S E A N (東南アジア諸国連合：用語集参照) 諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他の A S E A N 域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 ・ また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開始しました。 令和4年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進		
	目 標	ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。 (目標の設定の根拠) ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、J I C A や J B I C 等を通じた支援を行っています。 【J I C A を通じた支援】 J I C A を通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含め、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援を実施しました。 ・ 令和4年度において、計7件、約7,150億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（S T E P：用語集参照）による円借款供与や計21件、約1,267億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 ・ 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円（約6億ドル）の財政支援借款を供与したほか、隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通	□

		報を行いました。 【J B I Cを通じた支援】 J B I Cについては、機能の改善・強化なども行いつつ、積極的な支援を実施しました。 ・ 具体的には、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」において、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」では、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・ また、令和4年6月には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えたスタートアップ支援、ウクライナ支援といった政策上の課題にJ B I Cがより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、J B I C法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日に成立。） 令和4年度は上記実績のとおり、J I C AやJ B I C等においては、機能の改善や強化も活用して、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
[主要]総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進			
目 標	平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。		達成度
	（目標の設定の根拠） 途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。		
実績及び目	質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国		□

標の達成度の判定理由	国際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。	
	・ 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。 ・ また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンター（TDLC）との連携を深めてきました。さらに、国際開発協会（IDA）の第20次増資では、質の高いインフラ投資が重要政策の一つに位置づけられました。 ・ G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。インドネシア議長下においては、令和4年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「質の高いインフラ投資指標集」が承認されました。インド議長下においても、更なる実践のために指標集のあてはめの作業が進められており、我が国からはJICAの円借款案件を登録するなど、議論の進展に貢献しました。 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G7やG20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等においては、機能の改善や強化も活用して着実な支援を実施しました。 質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、更なる普及・実践のため着実な取組を進めました。 また、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対し、G7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。	

総 5－1に係る参考情報

参考指標 1：最近の世界経済の動向

	2022					2023					2024				
	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差
日本	1.7	1.4	1.1	▲ 0.6	▲ 0.3	1.6	1.8	1.3	▲ 0.3	▲ 0.5	1.3	0.9	1.0	▲ 0.3	0.1
米国	1.6	2.0	2.1	0.5	0.1	1.0	1.4	1.6	0.6	0.2	1.2	1.0	1.1	▲ 0.1	0.1
ユーロ圏	3.1	3.5	3.5	0.4	0.0	0.5	0.7	0.8	0.3	0.1	1.8	1.6	1.4	▲ 0.4	▲ 0.2
ドイツ	1.5	1.9	1.8	0.3	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.1	0.2	▲ 0.2	1.5	1.4	1.1	▲ 0.4	▲ 0.3
イタリア	3.2	3.9	3.7	0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.6	0.7	0.9	0.1	1.3	0.9	0.8	▲ 0.5	▲ 0.1
英国	3.6	4.1	4.0	0.4	▲ 0.1	0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	0.6	0.9	1.0	0.4	0.1
先進国計	2.4	2.7	2.7	0.3	0.0	1.1	1.2	1.3	0.2	0.1	1.6	1.4	1.4	▲ 0.2	0.0
アジア	4.4	4.3	4.4	0.0	0.1	4.9	5.3	5.3	0.4	0.0	5.2	5.2	5.1	▲ 0.1	▲ 0.1
中国	3.2	3.0	3.0	▲ 0.2	0.0	4.4	5.2	5.2	0.8	0.0	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0
インド	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0	6.1	6.1	5.9	▲ 0.2	▲ 0.2	6.8	6.8	6.3	▲ 0.5	▲ 0.5
新興国・途上国計	3.7	3.9	4.0	0.3	0.1	3.7	4.0	3.9	0.2	▲ 0.1	4.3	4.2	4.2	▲ 0.1	0.0
世界計	3.2	3.4	3.4	0.2	0.0	2.7	2.9	2.8	0.1	▲ 0.1	3.2	3.1	3.0	▲ 0.2	▲ 0.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023.4)

(World Economic Outlook, April 2023: A Rocky Recovery (imf.org))

参考指標 2：途上国の貧困削減状況

1 日2.15ドル未満で生活している人口 (%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
東アジア・大洋州	4.5	3.6	2.7	2.3	1.9	1.6	1.2	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	3.3	3.4	3.1	2.8	2.7	2.3	2.3	2.3	N. A.
中南米	4.5	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.3	3.9	4.7
中東・北アフリカ	2.4	2.7	5.3	6	8	9.6	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	18.9	17.9	16.6	15.8	12.7	10.1	8.6	N. A.	N. A.
サブサハラ・アフリカ	38.7	37.6	37.7	37.2	36.4	35.4	34.9	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行 (Poverty headcount ratio at national poverty lines (% of population) | Data (world bank.org))

(注) 世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。

(注) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人

令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2年度	3個人	3個人
3年度	6個人・団体	12個人・団体
4年度	1個人	0個人・団体
小計	829個人・団体	312個人・団体
累計	517個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

(注) 令和5年1月27日(米国東部時間)に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した1団体については、同委員会のプレスリリースから24時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

	平成30年末	令和元年末	2年末	3年末	4年末
金額	30,683	34,330	40,188	40,692	46,168

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	14,043	14,416	14,452	11,682	22,626
件数	34	40	41	30	45

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注) 数字は交換公文ベース(ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度におけるDAC指定の為替レートを使用して円建てで換算。)(債務救済を含まない。)

参考指標6：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資	117	10,673	99	13,225	127	15,932	190	22,596	195	19,411	131	21,966
輸出金融	14	347	13	1,027	18	1,890	2	10	3	608	15	429
輸入金融	1	2,380	-	-	-	-	1	506	1	2,390	2	2,300
投資金融	101	7,644	83	11,780	107	13,821	181	20,241	185	15,934	104	18,474
事業開発等金融等	1	300	3	417	2	220	6	1,838	6	478	10	762
保証	8	481	13	3,507	9	758	14	3,246	9	891	12	952
出資	5	777	5	437	3	96	3	150	5	352	3	233
合計	130	11,932	117	17,171	139	16,787	207	25,993	209	20,655	146	23,152

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	1,735	3,220	7,811	3,858	1,857	6,007
(東南アジア)	(1,325)	(2,894)	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027
大洋州	182	-	25	681	662	70
ヨーロッパ	600	6,044	4,031	5,400	5,674	4,299

中 東	3,875	1,514	764	2,081	2,804	1,918
アフリカ	1,384	343	53	3,883	-	796
北 米	1,497	161	1,309	4,475	7,958	4,613
中南米	2,012	2,273	1,870	2,319	643	2,116
国際機関等	-	56	110	47	-	0
その他	161	50	53	-	163	2,379
合 計	11,451	13,663	16,028	22,747	19,764	22,200

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	8	2,396	117	1,044	6	375
(東南アジア)	(8)	(2,396)	(117)	(9)	6	203
大洋州	-	-	-	-	-	67
ヨーロッパ	-	650	120	1,110	262	265
中 東	164	-	-	71	377	127
北 米	308	355	416	884	244	117
中南米	-	52	-	89	-	-
国際機関等	-	53	105	45	-	-
合 計	481	3,507	758	3,246	891	952

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標7：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

(単位：兆円)

	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
実績	19	20	21	23	25	27	24

(出所) 『経協インフラ戦略会議』資料 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>)

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む					
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組					
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。				達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引				□

		き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。 経済連携の推進に関して、平成30年12月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPA、令和4年1月にRCEP協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、同国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。 こうした経済連携の強化を通じて、世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。 さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。 上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 A S E A N + 3 の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。 M D B s に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をM D B s の政策に反映させていきます。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」のあてはめ作業等の議論に取り組んでまいります。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 総合的なT P P 等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P 等総合対策本部決定） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）
---------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	I M F による世界経済見通しの推移（令和5年4月）
---------------------------	-----------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 A S E A N + 3 の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJ I C Aの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C Aの円借款や海外投融資、J B I Cの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。特に、J B I Cを通じた支援については、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和4年6月の政令改正により、日本企業が先進国で行う事業に対するJ B I Cの融資等の対象を一部拡大したことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。 M D B s に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をM D B s の政策に反映させました。信託基金を通じた新型コロナウイルス対応を支援するとともに、特に脆弱な途上国の資金需要に応えるため、I D A の増資交渉やアフリカ開発基金（A f D F）増資の議論に貢献しました。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標のあてはめの作業等に取り組みました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的取り組みました。
---------------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和5年6月
---------------------	--	------------------------	---------------

政策目標 3-2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、
ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。 財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政 3-2-1 : 社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成 政 3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 政 3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 政 3-2-4 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
----------------	--

政策目標 3-2 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和 5 年度財政投融资計画編成や令和 4 年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 令和 5 年度財政投融资計画については、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和 4 年度財政投

	融資計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,645億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。
--	---

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
	目 標	令和5年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 （目標の設定の根拠） 財政投融资の原資が財投債等の公的資金であるということから、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた財政投融资計画の編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和5年度財政投融资計画の策定にあたっては、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしました。この結果、令和5年度財政投融资計画の規模は、162,687億円（令和4年度計画比13.9%減）となりました。 また、令和4年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進するため、10,210億円の追加を行いました。 そのほか、令和4年度補正予算（第2号）の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,645億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和5年度財政投融资計画（令和4年12月23日公表）」 https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2023/index.html ・「令和5年度予算編成等における政策評価の活用状況」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/76hyoukakon3.pdf 上記実績のとおり、令和5年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、	○

		必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	
[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給			
	目 標	令和5年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。 (目標の設定の根拠) 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和4年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和5年度財政投融资計画における産業投資については、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等に資する分野にリスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。 その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融资分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、地方におけるエクイティ人材を拡充する観点から、官民ファンド等による地域銀行からの人材受入のためのマッチング支援を行いました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	令和５年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和４年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、7,645億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 また、産業投資において、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等に資する分野にリスクマネーを供給することとしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政３－２－１に係る参考情報

- 令和５年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
- ・ 事業者への資金繰り支援については、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すこととしました。
- ・ 「新しい資本主義」の加速については、「人への投資」への取組として、株式会社日本政策投資銀行において、人的資本に関する非財務情報に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促すこととするほか、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、「健康経営優良法人」と認定された中小企業等を支援することとしました。このほか、日本私立学校振興・共済事業団において、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて大学の学部再編等を支援することとしました。また、スタートアップへの取組として、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化することとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、「ＤＢＪスタートアップ・イノベーションファンド」を活用するなど、スタートアップ及びベンチャーキャピタルへの資金供給を強化することとしました。さらに、ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）への取組として、株式会社脱炭素化支援機構において、民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動を支援することとするほか、独立行政法人住宅金融支援機構において、グリーン債を発行することにより、省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進することとしました。
- ・ 外交・安全保障環境の変化への対応については、株式会社国際協力銀行において、我が国企業のサプライチェーン強靱化や、グリーン・デジタルなど先端分野における我が国企業の海外展開を支援することとするほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国企業の天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を支援することとしました。このほか、株式会社日本政

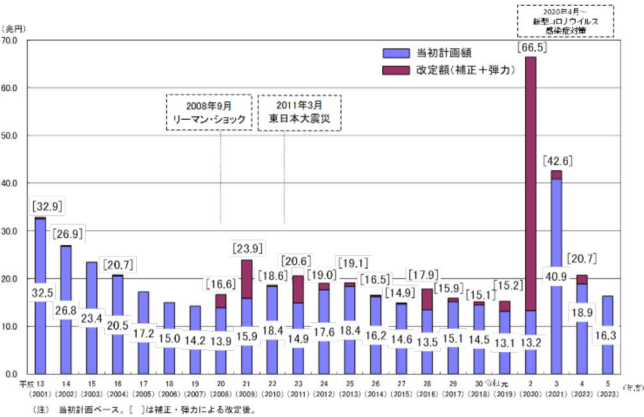
策金融公庫において、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要に的確に対応することとしました。

- ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

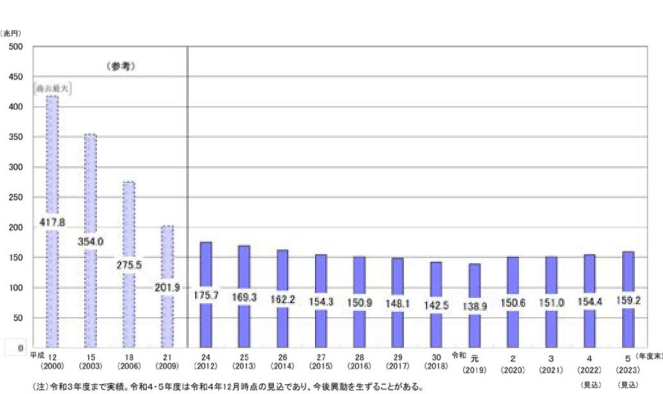
○ 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和5年度において、財投債120,000億円の発行を予定しています。

参考指標 1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	10	9	8	8
エネルギー対策特別会計	112	110	104	83
自動車安全特別会計	1,178	1,175	1,645	1,185
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	252,307	18,505	48,116	60,975
沖縄振興開発金融公庫	5,159	703	2,243	2,064
(株)国際協力銀行	11,650	6,020	19,060	19,720
(独)国際協力機構	6,784	5,874	11,427	12,686
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	—	—	9	13
日本私立学校振興・共済事業団	291	291	221	272
(独)日本学生支援機構	6,209	5,849	5,849	5,881
(国研)科学技術振興機構	40,000	40,000	48,889	—
(独)福祉医療機構	16,898	5,821	8,565	2,642
(独)国立病院機構	1,801	1,540	111	286
(国研)国立がん研究センター	15	12	—	—
(国研)国立成育医療研究センター	10	9	10	9
(国研)国立長寿医療研究センター	31	28	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	541	507	511	758
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,492	3,361	2,401	451
(独)住宅金融支援機構	2,631	2,389	2,749	2,507
(独)都市再生機構	4,927	3,400	5,124	5,000
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	9,200	9,200	3,200	12,530
(独)水資源機構	10	10	14	4
(国研)森林研究・整備機構	51	51	49	46
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	348	246	549	1,396
(地方公共団体)				
地方公共団体	44,587	37,994	33,909	24,238
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	—	—	200	400
(株)日本政策投資銀行	15,000	11,195	9,000	6,900
新関西国際空港(株)	200	200	—	—
(一財)民間都市開発推進機構	350	100	350	350
中部国際空港(株)	242	242	231	161
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	200	500	500
(株)海外需要開拓支援機構	120	120	90	80
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,078	69	1,169	1,087
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	285	14	405	453
合 計	426,017	155,247	206,710	162,687

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 3 年度実績は、令和 3 年度の決算時の見込値である。

(注 2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa041221/zaito041221_04.pdf)

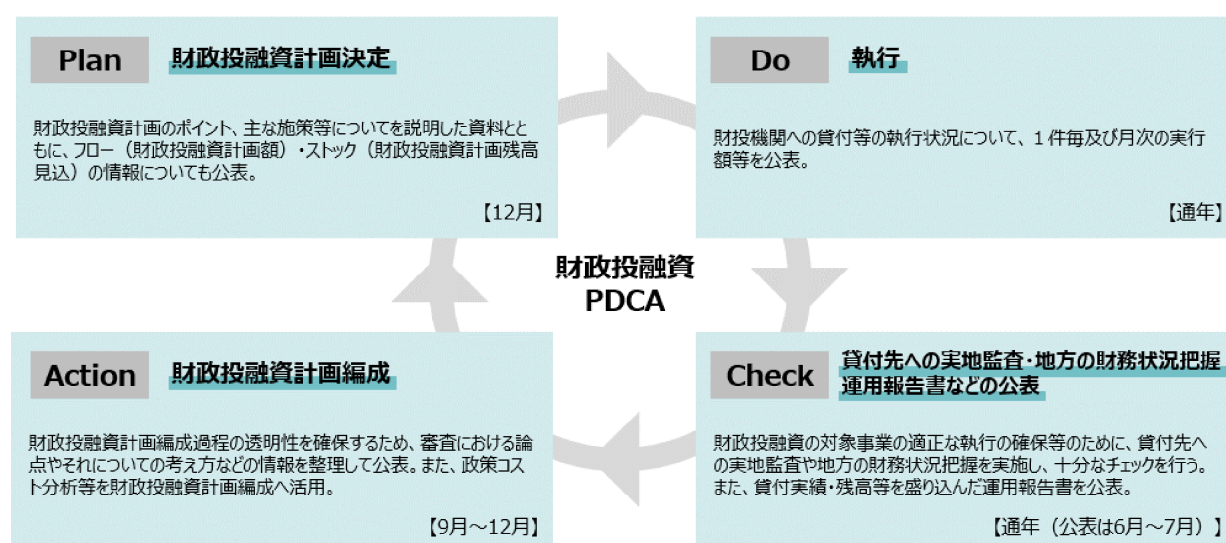
施策	政３－２－２：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-2-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	財政投融资の概要	年１回	—	○	○	○	○	○
	財政投融资レポート	年１回	○	○	○	○	○	
	OVERVIEW OF FILP	年１回	○	○	○	○	○	
	政策コスト分析 レポート	年１回	○	○	○	○	○	
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年１回	○	○	○	○	○	
	財政金融統計月報	年１回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金現在高	月１回	○	○	○	○	○	
	産業投資現在高	月１回	○	○	○	○	○	
	財政融資資金預託金 利・貸付金利	月１回	○	○	○	○	○	
	翌年度財政投融资計 画要求	年１回	○	○	○	○	○	
	財政投融资計画月別 実行状況	月１回	○	○	○	○	○	
	財政投融资レポートの内容の 充実に向けた取組（解説を充 実させたトピック等）		主な施策につ いて、事業例 を記載	昨今の経 済・金融情 勢を踏まえ た今後の産 業投資につ いて	時々の経 済・金融情 勢等を踏ま えた内容を 記載	新型コロナ ウイルス感 染症対策と しての財政 投融资の活 用について 記載	新型コロナ ウイルス感 染症対策や ポストコロ ナの時代に 向けた財政 投融资の活 用について 記載	
（出所）理財局財政投融资総括課調 （注１）レポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合には－を記載。なお、「財政投融资の概要」については、令和元年度から発行しております。 （注２）「OVERVIEW OF FILP」、「政策コスト分析レポート」及び「POLICY COST ANALYSIS REPORT」については、令和元年度からの発行であり、平成30年度までの実績は、これらの前身の「FILP REPORT」、「財政投融资レポート（別冊）」及び「FILP REPORT(Extension Volume)」についてのものです。 （目標値の設定の根拠） 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。								
[主要]政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実								
目 標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。						達成度	

測定指標（定性的な指標）		（目標の設定の根拠） 財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。 また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート（旧：財政投融资レポート（別冊）」については、技術的な解説の一部を平易な表現を用いたわかりやすいものとしたほか、分析結果一覧表に参考情報を追記し、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析レポート2022・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和4年度）」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/040728g.pdf) 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
	[主要] 政3-2-2-B-2: 財政投融资計画編成に係る情報の公表		
	目標	令和5年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。 （目標の設定の根拠） 財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評定		s 目標達成	

評定の理由	財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--------------	--

政 3－2－2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



（出所）理財局財政投融资総括課

- 令和4年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。

また、「財政投融资レポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト

（<http://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/index.html>）に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト (４年度)	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に 新たに見込まれる 政策コスト
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	29, 251	19, 330	9, 921
	(株) 国際協力銀行	503	2, 926	△ 2, 424
	(独) 国際協力機構	△ 1, 051	25, 686	△ 26, 737
	(独) 日本学生支援機構	1, 480	0	1, 480
	(独) 福祉医療機構	708	380	328
	(独) 住宅金融支援機構	△ 3, 776	1, 221	△ 4, 997
	(株) 日本政策投資銀行	△ 14, 065	3, 882	△ 17, 946
	その他 6 機関	△ 283	618	△ 901
事 業 系 機 関	自動車安全特別会計	△ 3, 604	-	△ 3, 604
	(独) 国立病院機構	538	572	△ 34
	(国研) 国立成育医療研究センター	149	17	132
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	6, 840	-	6, 840
	(独) 都市再生機構	△ 17, 424	3, 480	△ 20, 904
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	9, 428	8, 991	437
	(独) 水資源機構	735	12	722
	(国研) 森林研究・整備機構	7, 234	4, 282	2, 952
	中部国際空港 (株)	△ 331	38	△ 369
	その他 4 機関	161	19	142
合 計		16, 492	71, 456	△ 54, 964

(出所) 理財局財政投融資総括課

「政策コスト分析レポート2022・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析 (令和4年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa040728/040728g.pdf)

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 2 年度	令和 3 年度	科目	令和 2 年度	令和 3 年度
諸支出金	1,795	1,682	資金運用収入	7,402	6,558
事務取扱費	65	60	雑収入	48	25
公債金利子等	5,583	5,145	本年度損失	-	304
本年度利益	7	-			
合計	7,450	6,888	合計	7,450	6,888

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和 2 年度末	令和 3 年度末	科目	令和 2 年度末	令和 3 年度末
現金預金	185,198	81,122	預託金	287,349	324,486
貸付金	1,304,494	1,304,215	公債等	1,192,336	1,051,465
未収収益等	3,177	3,493	金利変動準備金	13,176	13,184
本年度損失	-	304	本年度利益	7	-
合計	1,492,869	1,389,135	合計	1,492,869	1,389,135

(出所)「財政投融资リポート2022」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2022/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 2 年度	令和 3 年度	科目	令和 2 年度	令和 3 年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	1
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	600	400	預託金利子等	0	0
本年度利益	2,945	2,754	納付金	1,178	741
			株式配当金	2,367	2,413
合計	3,546	3,155	合計	3,546	3,155

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和2年度末	令和3年度末	科目	令和2年度末	令和3年度末
現金預金	3,917	4,963	資本	33,212	33,212
貸付金	715	642	利益積立金	33,170	36,115
土地等	0	0	本年度利益	2,945	2,754
出資金	144,577	153,616	固定資産評価差益	79,884	87,141
合計	149,210	159,221	合計	149,210	159,221

(出所)「財政投融资リポート2022」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2022/index.html)

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」(単位：件)

	令和3年度	令和4年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	45,642	54,837

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ(/policy/filp/indexを含むページ)へのアクセス件数。

(注2) 令和3年度の財務省行政LAN更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和3年度以降のアクセス件数を掲載。

施策	政３－２－３：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果							
	独立行政法人等		平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	達成度
		目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	4	3	2	3	－	
		実施件数	4	3	2	3	－	
		実績（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	－	○
	地方公共団体等		平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	達成度
	貸付資金の使用状況等（団体数）	目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	239	201	135	148	168	
		実施件数	239	201	135	148	168	
		実績（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

公営企業 の経営 状況 (企業 数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	398	318	211	311	273	
	実施件数	398	318	211	311	273	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
(出所) 理財局管理課調 (注) 独立行政法人等実地監査については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。 (目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。 なお、令和4年度は「地方公共団体の財政課題解決支援」に重点を置いて取り組んだことから、喫緊の課題が見受けられなかった独立行政法人等実地監査は実施していません。また、目標値の設定時点では実地監査計画が策定されておらず、例年、目標値を「100.0%」に設定しています。							
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。 この他、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施しており、令和4年度においては、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、174団体に対してヒアリングを行いました。なお、財務状況把握の結果については、財務省ウェブサイト公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)						
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

施策	政 3－2－4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
	目 標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。 （目標の設定の根拠） 財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融資の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融資対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評価		s 目標達成	

評価結果の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。
----------------	---

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。 また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	-------------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	24,785,981,725	72,291,196,644	48,177,082,719	24,127,074,047
		補正予算	28,988,496,031	△31,878,553,282	△12,566,581,164	
		繰越等	5,690,000	4,010,000	N.A.	
		合 計	53,780,167,756	40,416,653,362	N.A.	
	執行額(千円)		51,941,564,447	35,286,301,707	N.A.	

(概要) 民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。 (注1) 令和2年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入2,000億円を含んでいます。 (注2) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第211回国会 財務大臣財政演説（令和5年1月23日） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）
--	--

	官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：令和4年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资レポート2022」、令和3年度財政融資資金運用報告書 等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	令和3年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 加えて、財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（ALM）に取り組みました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----------------	--

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 （令和4年度行政事業レビューとの関係） - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出 他22事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。（事業番号0031～0050、0052） - 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事

	業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。（事業番号0051）
--	--

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用		
測定指標 （定性的な指標）	[主要]政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用	
	目 標	達成度
	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。	
	（目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	○ JICAを通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含めた新興国・開発途上国への着実な支援を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。 ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和4年度中に計7件、約7,150億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計21件、約1,267億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 ・ また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年3月時点において、計21カ国向けに約6,048億円を供与（交換公文（E／N）ベース）済であり、約6,848億円を事前通報済です。本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 ・ 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円（約6億ドル）の財政支援借款を供与したほか、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通報を行いました。 以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。
[主要]政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
目 標	達成度	
JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。		
（目標の設定の根拠）		

		「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 - JBICは、令和4年度において、GREEN（Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で7件、約2,800億円の出融資を承諾するなど気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においては、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正による機能強化】 - さらに、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナの復興を支援するべく、JBICが、国際金融機関が行うウクライナの民間セクター向け融資に保証を付すことができるようにすること等を目的とした、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。） 以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の供与やウクライナ及び周辺国への支援を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。 JBICについては、GREENや、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進し、法改正による更なる機能強化も進めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 6－2－1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
ODA	11,463	10,064	11,720	13,660	15,765
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,412	1,380	313	4,898	591
民間資金(PF)	28,173	41,701	42,913	13,309	21,502
非営利団体による贈与	475	522	574	606	636
資金の流れ総計	37,699	53,667	55,519	32,472	38,494

(注1) 支出純額(ネット)ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲(総 5－1：参考指標 5)】

参考指標 3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」(9か月間)の達成率

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
達成率	54.3%	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2022年度外部評価結果(注1)

(総合評価)(注2)

レーティング	A(非常に高い)	B(高い)	C(一部課題がある)	D(低い)
総合評価	46%	44%	10%	0%

(項目別評価)(注3)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	0%	98%	2%	0%
有効性・インパクト	7%	65%	27%	0%
持続性	15%	45%	40%	0%
効率性	13%	49%	38%	0%

(出所) 財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/ve9qi8000000gdd7-att/all_a3.pdf)

(注1) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング(格付)。2022年度は61件が総合評価の掲載対象。

(注3) 2021年度に評価を開始した案件から新評価基準が適用され、項目別評価の判断基準が変更されているところ、新評価基準を適用した55件についてのみ項目別評価は集計。

参考指標 5：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況【再掲(総 5－1：参考指標 6)】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、世界銀行グループやアジア開発銀行等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。 また、今後見込まれる国際開発協会（IDA）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。 （目標の設定の根拠） MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 - 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された平時の予防・備えの強化を支援することを主目的とした基金（パンデミック基金）に、創設ドナーとして計50百万ドルの貢献を表明しました。 - また、日本が世界銀行とともに設立を主導した、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー信託基金」（Health Emergency Preparedness and Response Multi-Donor Trust Fund：HEPRTF）に3.7百万ドルを追加拠出し、途上国における感染症への緊急対応と今後の感染症への備えを支援するなど、各MDBsの支援ファシリティや信託基金を通じて支援を実施しました。 【インフラ】 - インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、10百万ドルを拠出したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 - 更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）によるJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。 - 加えて、世界銀行東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。	○

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、18百万ドルを拠出しました。
- ・ 気候変動分野では、令和3年11月に開催されたCOP26で立ち上げが発表されたADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）は、実施に向けた取組がADBとパートナー国の間で進められており、財務省は本メカニズムへの最初のドナーとして貢献しています。また、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）」において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。

【ウクライナ支援】

- ・ ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- ・ また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するために必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJBICが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）
- ・ また、ウクライナ周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約17百万ドルの支援をすることとしました。

こうした分野別の取組に加え、IDA20やAfDF16の増資交渉に積極的に参画することを通して、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよ

		う努めました。 - 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う I D A については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、I D A 第 20 次増資（I D A 20）において、歴史上初めて 1 年前倒しの上、令和 3 年 12 月に増資に合意しました。I D A 20 では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（U H C：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和 4 年 9 月には、I D A 20 の増資期間の開始（令和 4 年 7 月より）にあたり I D A 20 ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。 - また、令和 4 年 12 月には、サブサハラ・アフリカ地域の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（A f D F）について、3 年に一度の増資が合意されました（第 16 次増資（A f D F 16））。A f D F 16 においては、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や保健、債務持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。 その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。 - A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（M I G A）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（I D A）増資を含む）等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s と協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。 上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。	
	政6-2-2-B-2：U H C 実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
	目 標	我が国が国際的取組を先導している U H C の実現に向けた議論に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 開発途上国等の持続的な経済発展のためには、U H C の実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と U H C 実現に向けた取組の推進が必要であるためです。	達成度

測定指標（定性的な測定指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。令和元年の日本議長下のG20では、UHCの推進に向けた保健財政の構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめました。令和4年度においても、開発途上国等の持続的な経済発展のために重要なUHCの実現に向けて、積極的な発信・議論への参加を行いました。 ・ UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と連携して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。その一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、パンデミックに対する予防・備え・対応の強化のためのUHC推進の重要性について、引き続き国際的な発信を行い、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解の普及に取り組みました。こうした日本の取組もあり、令和4年のインドネシア議長下のG20では、日本議長下での第1回に続く4回目となる「G20財務大臣・保健大臣合同会議」が開催され、UHCの達成促進に向けた取組の重要性などが確認されました。 ・ また、パンデミック基金（既述）の設立が歓迎されるとともに、財務・保健当局の連携強化等を目的として令和3年に設立された「G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）」が複数年の計画に基づきマンデートを延長され、次年において、同タスクフォースで、過去の財務・保健の連携のベストプラクティスや経験の共有、パンデミックによる経済リスクと脆弱性、及びそれらを軽減する方法の分析等を実施することが確認されました。 ・ さらに、令和5年5月のG7財務大臣会合に向け、UHCの推進をはじめとする平時からの取組に加えて、保健危機が実際に発生した際に、迅速に資金を供給できるサージ・ファイナンスの構築の必要性について、G7・G20等において議論を主導しました。 上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
	政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
	目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）の会合や、令和4年11月に開催されたC O P 27でのG E FとG C Fに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。また、令和4年6月に評議会承認されたG E F第8次増資に係る会合にも参加し、次期増資期間におけるG E F運営に係る議論を他のドナー国と連携しリードしました。さらに、C I Fの資本市場メカニズムの運用化に向けてC I F事務局や他のドナー国との議論に積極的に参加しています。 また「公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。 このほか、A D Bのエネルギー・トランジション・メカニズム（E T M）において、最初のドナーとして本取組への支援に関する議論に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	M D B sを通じた支援に関しては、M D B sの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が融資政策において重点政策と位置付けるテーマをM D B sの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とM D B sの間の連携を深めることができました。 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（P P R）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組を構築するための、財務・保健当局の連携強化やU H Cの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG 20等の国際的な議論を主導することができました。 国際社会が丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（G E F）や緑の気候基金（G C F）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（J E T P）において、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、A D Bのエネルギー・トランジション・メカニズム（E T M）への支援に関する議論に参画しました。 ウクライナ支援については、M D B sの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、世界銀行を通じた財政効率的な形での支援を行うことを可能とするための法改正等を進め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

参考指標 1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.9% (第2位)	17.1% (第2位)	8.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	19.4	20.0	18.4
独	4.3	9.9	5.3	5.0
英	4.1	12.4	4.7	4.8
仏	4.1	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.5% (第1位)	
米	15.6		13.2	
独	4.3		5.6	
英	2.0		4.1	
仏	2.3		5.1	
	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行		米州投資公社	
	米州開発銀行 (IDB)	多数国間投資資金 (MIF)	(IIC)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	34.6% (第1位)	3.7% (第8位)	
米	30.7	33.0	12.9	
独	1.9	—	0.9	
英	1.0	1.3	—	
仏	1.9	0.8	1.8	
	アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)		
日 (順位)	5.4% (4位)	10.0% (4位)		8.6% (第2位)
米	6.5	11.0		10.1
独	4.1	10.5		8.6
英	1.9	10.7		8.6
仏	3.7	10.0		8.6

（出所）各機関年次報告書等（令和5年5月末現在における最新版）。

（注）多数国間投資資金（MIF）の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2：国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金 （単位：億円）

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
MDBs	286.9	240.5	615.6	440.1	824.7
世界銀行グループ	187.6	150.1	347.7	270.5	710.0
アジア開発銀行	74.4	64.8	234.0	132.9	69.1
米州開発銀行	13.5	13.3	18.8	20.5	18.4
アフリカ開発銀行	5.0	5.5	5.7	6.2	8.3
欧州復興開発銀行	6.5	7.0	7.1	9.9	18.9
IMF 拠出金	34.7	37.3	312.8	112.1	178.7
合 計	321.7	277.8	926.0	555.2	1,003.5

（出所）国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3：国際開発金融機関（MDBs）の活動状況

世界銀行（セクター別融資等承諾額） （単位：億ドル）

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・漁業・林業	40.0	38.2	37.5	41.7	76.2
教 育	45.2	36.4	51.7	56.0	34.3
エネルギー・採取産業	71.1	63.2	52.7	61.8	67.7
金融セクター	13.1	31.7	42.4	57.4	32.2
保健	42.7	34.1	82.8	64.5	105.2
産業・貿易・サービス	54.1	43.2	49.2	52.0	42.3
情報通信技術	7.4	13.9	20.9	19.2	17.5
行政	72.0	84.4	85.5	112.4	126.8
社会的保護	42.0	42.8	89.7	111.5	82.4
運 輸	35.3	31.9	34.6	46.4	82.0
水・衛生・廃棄物処理	47.2	31.4	36.5	42.6	41.4
合 計	470.1	451.2	583.4	665.5	708.0

（出所）世界銀行年次報告書

（注 1）世界銀行の年度は、前年 7/1～当年 6/30。

（注 2）国際復興開発銀行（IBRD）及び国際開発協会（IDA）の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

	30年	令和元年	2年	3年	4年
農業・天然資源	23.4	22.7	12.8	14.9	22.2
エネルギー	50.7	26.3	42.9	18.4	14.5
金融	19.9	21.6	46.1	41.2	56.9
産業・貿易	6.1	5.8	22.2	7.2	2.4
教育	16.3	11.3	10.7	9.8	8.0
保健・社会保障	5.2	6.4	35.1	58.8	8.2
給水・衛生・廃棄物処理	21.9	12.2	18.6	19.9	11.0
運輸・通信	49.7	80.8	31.8	34.5	44.3
公共政策	22.6	29.5	95.6	22.9	37.3
多目的	0	0	0.1	0.1	0.1
合 計	215.8	216.4	315.9	227.6	204.7

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1 / 1 ～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和3年12月）	218	136	20	11	19
	（令和4年12月）	225	134	22	12	20
日本人幹部職員数（令和3年12月）		5	26	3	3	1
日本人比率（令和3年12月）		3.3%	10.3%	1.1%	1.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

（1） JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和4年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で2兆2,626億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約17,090億円で、円借款供与総額の約76%であり、主な供与国は、インド、フィリピン、及びバングラデシュでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたTICAD7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance

for Africa)を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、IDBと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、CORE（コア:Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視していきます。また、IDB Invest・IDB Labとの協力も推進していきます。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でMDBsとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2）JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和4年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和4年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は約23,152億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績（令和4年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	メキシコ合衆国政府	756

施策	政 6－2－3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画		
	目 標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づくDSSI及び「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ G20やパリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。 ・ また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組みを、G7議長国として日本が主導するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する自発的な確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】 ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下で初めて、チャドの債務措置が完了し、新たにガーナが要請国に加わるなど、「共通枠組」の個別国の協議が続いており、一連の議論に参加し、債権国の一員としてプロセスの進展に努めました。 ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題についても、インドやフランス等の主要債権国や国際機関と緊密に連携し、債権国が協調した形で債務再編を進めることを目指して、バイやマルチの会合で、我が国の考えを説明し、プロセスを主導しております。 ・ 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参	○

		加し、国際金融機関・債権国・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対しては、同国の国債保有者が、支払期限が到来した債務支払を猶予し、支払期限を延長する旨のウクライナからの要請に同意することを促すことを目的に、我が国を含む公的債権者グループ/債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払を猶予することに合意しました。 上記実績を踏まえ、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する自発的な確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。 また、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、債務問題の解決に向けて、我が国が主導してプロセスを進めています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

施策	政 6－2－4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標 （定量的な指標）	[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	96.9	99.0	99.0	99.6	99.1	
	（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調 （注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。 （注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。 （目標の達成度の判定理由） 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。						
施策についての評価	s 目標達成						

評 定 の 理 由	税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携して、オンラインによる方式も積極的に併用した技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
---	---

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和4年度の実施状況
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和4年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れるものです。新型コロナウイルスの影響により、昨年度と同様、令和4年度もオンライン形式のセミナーを提供しました。
海外の研究機関との交流	・インドやASEAN等の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和3年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN地域やアフリカ地域に対し、関税評価や人材育成等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の支援ニーズに可能な限り応じた技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等をオンラインによる方式も併用して実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN地域に対し、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する開発途上国の税関職員の技術的な能力向上を目的にオンラインによる方式を併用して実施された地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を教官に養成することなどを目的としたプログラム(マスタートレーナープログラム)において開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	2	3	0	2	4
	関税局	30	24	3	9	21
	合計	32	27	3	11	25
受入人数	財務総研	38	38	0	17	416
	関税局	289	229	20	182	218
	合計	327	267	20	199	634

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

〔専門家派遣の実績〕

（単位：件、人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
案件数	財務総研	8	7	5	0	2
	関税局	60	45	34	51	46
	合計	68	52	39	51	48
派遣人数	財務総研	31	29	31	0	9
	関税局	132	106	76	133	143
	合計	163	135	107	133	152

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2） 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。
	JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。
	JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。
	MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。
	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。
	我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。
	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。
	知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討しますが、オンライン形式の効果が認められる部分についてはオンラインによる、同形式も併用した交流・セミナー等をも検討していきます。
	また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	77,505,931	78,015,440	77,806,694	82,813,243
		補正予算	70,003,992	26,983,471	72,522,504	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	147,509,923	104,998,911	N. A.	
	執行額（千円）		147,144,436	104,686,105	N. A.	

（概要）

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

（注）令和4年度「繰越等」「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）
--	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和2～令和4年度一般会計補正予算書（財務省）、令和5年度一般会計予算書（財務省）、令和2～令和3年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
---	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。 JBICに関しては、GREENや令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」、令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）のための取組を引き続き推進しました。特に平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立とそれへの出資などを含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のため、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。
---------------------------------------	--

	また、令和3年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和5年度予算において、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和5年6月

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。 財務省としては、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 (上記目標を達成するための施策) 政6-3-1 : 国際協力機構(JICA)有償資金協力業務、国際協力銀行(JBIC)業務を通じた支援の推進
---------	---

政策目標 6-3 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	国際協力機構(JICA)有償資金協力業務や国際協力銀行(JBIC)業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款(用語集参照)や海外投融資(用語集参照)、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政 6－3－1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進		
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1：国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目 標	日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援を着実に実施していきます。 （目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁での検討を経て、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和4年度においては、計21件、約1,267億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和4年度中に計7件、約7,150億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 なお財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。 - 令和4年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）のビジネスフォーラム内において、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」の第5フェーズ（EPSA 5）のローンチイベントを開催し、日・アフリカのビジネス関係者や政府関係者等が参加する中、AfDB総裁及びJICA理事長による調印式を行いました。 - 令和4年12月1日には、中央アジアへの投資呼び込みを目的とした中央アジア投資フォーラムをEBRDとともに開催し、中央アジア各国の要人やJBIC総裁、JICA副理事長が出席したほか、多くの日本企業に参加いただきました。 - このほか、令和5年4月にはアフリカ開発銀行等により日アフリカ投資エコシステム共創フォーラムなどのイベントも開催された中、財務省はアフリカ開	○

	発銀行はじめ各MDBs事務所と日頃から緊密に連携しながら、各種取組への参画やサポートを通じて、新興国・開発途上国の経済発展や日本企業の海外展開に貢献しています。 新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融资の活用等により、着実に支援していることから、達成度は「○」としました。	
[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
目 標	JBICにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。 （目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	JBICを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 - 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の一層の活用を進めました。また、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」においてその期限が終了する令和4年6月30日までに、計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 - さらに、令和4年6月に、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業等に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えた、スタートアップ支援といった政策上	○

		の課題にＪＢＩＣがより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、ＪＢＩＣ法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和５年４月７日に成立。） 以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにＪＢＩＣを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	ＪＩＣＡについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、ＪＢＩＣ先議を含むＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 ＪＢＩＣについては、「ポストコロナ成長ファシリティ」とそれを発展的に改組した「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、令和４年６月に政令の一部を改正し、ＪＢＩＣが融資を行う対象の一部を開発途上地域以外の地域に拡大したことも踏まえ、引き続き先進国を含む日本企業の海外事業の維持・継続や海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。さらに、更なる柔軟な支援を可能とするべくＪＢＩＣ法の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和５年４月７日に成立。） 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政６－３－１に係る参考情報

参考指標１：円借款実施状況【再掲（総５－１：参考指標５）】

参考指標２：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況【再掲（政５－１：参考指標６）】

参考指標３：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総５－１：参考指標７）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、ＪＢＩＣ先議を含むＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきたＪＩＣＡや、新たなファシリティの創設や、法改正等の機能強化を進めたＪＢＩＣの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和４年６月７日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年５月23日公表）
----------------------------------	---

	成長戦略フォローアップ（令和３年６月18日閣議決定） 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和２年12月８日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和３年11月19日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日） インフラシステム海外展開戦略2025（令和２年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、 令和３年６月17日改訂、令和４年６月３日追補）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	なし		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、ＪＢＩＣを通じた支援については、令和３年１月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和４年６月に日本企業が先進国で行う事業に対するＪＢＩＣの融資等の対象を一部拡大としたことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。		
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和５年６月

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
-----------------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評価

A 相当程度進展あり

評価の理由	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するため、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策7-1-1の評価は「s 目標達成」、施策7-1-2の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、新型コロナウイルス感染症への対応や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 (令和4年度行政事業レビューとの関係) ・ 新創業融資等実施事業 (日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)

	「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 事業の実施に当たっては、本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適正に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たすように努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 本来の政策目的通り融資事業に係る与信、回収等の一連の事業運営が適切に実施されているかについてモニタリング機能の役割を果たすように努める。 貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。（事業番号0053） - 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 事業の実施に当たっては、制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続して聴取し、関係省庁と連携して検証に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 制度改正の効果について、再保険に関する適時・適切な情報の報告を継続し、関係省庁と連携して検証に努めることとする。 信用保険の運用状況等を踏まえ、要求内容の見直しを行った。（事業番号0054） - 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 補助対象業務について、引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 補助金の対象業務について継続的な見直しを行った。引き続き、費用削減に努めるとともに、政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングに努めることとする。（事業番号0055）
--	---

施策 政 7 - 1 - 1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	
	目標 中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 （目標の設定の根拠） 「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和3年度から引き続き実施しました。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、引き続き、日本政策金融公庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型	○

	コロナ対策資本金性劣後ローン）」及び「セーフティネット保証4号・5号」に係る特例措置等を講じるとともに、これらのための財務基盤の強化措置を講じました。 さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを実施しました。 上記の施策を講じた結果、令和4年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,211億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が325億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が17,579億円、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」による貸付の実績が2,731億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が1,872億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,660億円、「新型コロナウイルス感染症関連の保険」の保険引受額が27,017億円になりました。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機対応業務として、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る危機対応業務は令和4年9月30日をもって終了しましたが、令和4年度における中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績として、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る実績は308億円になりました。 上記実績のほか、東日本大震災等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。東日本大震災については、日本政策金融公庫において、 ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続 ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施 等の措置を講じました。 上記の施策を講じた結果、令和4年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が449億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。	
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化		
目 標	成長資金の供給業務の実施を確保します。	達成度
	（目標の設定の根拠） 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足している	

		ことなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和２年度に日本政策投資銀行において創設された「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の回復・成長を引き続き後押ししていくとともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえ、令和２年度に創設された「グリーン投資促進ファンド」を通じ、グリーン社会実現に向けた取組を支援しました。また、令和４年度には、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、スタートアップの創出・育成に向けた取組の加速を明確化すべく、従来の「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を改称し、「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を新たに設置しました。これまでも「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 特定投資業務を通じた、令和４年度における個別案件への投融資決定件数は15件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは6件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件、グリーン投資促進ファンドは6件）、共同ファンドへの支援決定件数は10件（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは9件、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは1件）、共同ファンドからの投融資決定件数は114件になりました。また、特定投資業務を通じた、令和４年度における投融資決定額は1,168億円（うち、DBJスタートアップ・イノベーションファンドは125億円、新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンドは100億円、グリーン投資促進ファンドは881億円）、実投融資額は1,134億円になりました。 上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について令和４年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための態勢を確保したこと、また、成長資金（資本性資金等）供給業務について令和４年度における特定投資業務の実績が出ていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 7－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	26,400	28,700	213,420	130,510	58,960
	農林水産事業	6,150	6,760	12,760	7,910	7,168
	中小企業事業	18,000	15,950	164,850	62,850	34,150
沖縄振興開発金融公庫		1,705	1,681	11,555	5,640	2,951
株式会社国際協力銀行		22,569	27,216	34,000	27,000	26,000

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標 2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標 5「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。）

①融資実績の推移（単位：億円）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	21,685	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	5,583	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	12,331	11,474	45,648	16,874	13,551
沖縄振興開発金融公庫		1,113	1,093	3,008	1,263	1,115
株式会社国際協力銀行		14,089	16,739	18,475	20,385	17,927

②融資残高の推移（単位：億円）

		30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	71,513	71,784	128,429	126,963	121,564
	農林水産事業	31,229	31,961	34,854	35,517	36,709
	中小企業事業	53,269	52,081	82,181	84,327	83,657
沖縄振興開発金融公庫		8,587	8,641	10,320	10,428	10,667
株式会社国際協力銀行		137,247	132,322	136,252	148,344	156,739

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標 3：政府関係金融機関の金利の推移（単位：%）

			R1. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R4. 3. 31
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 76	1. 91	1. 86	1. 82	1. 95
		特利	0. 86	1. 01	0. 96	0. 92	1. 05
		①～③	～1. 36	～1. 51	～1. 46	～1. 42	～1. 55
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 35	0. 25	0. 45	0. 65	1. 15
	中小企業事業	基準利率	1. 11	1. 11	1. 11 ～1. 14	1. 07 ～1. 15	1. 20 ～1. 40
		特利	0. 30	0. 30	0. 30	0. 30	0. 55
		①～③	～0. 71	～0. 71	～0. 74	～0. 75	～1. 00
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 41 ～1. 85	0. 41 ～1. 80	0. 44 ～2. 05	0. 60 ～2. 20	0. 80 ～2. 65
株式会社国際協力銀行		輸出	0. 83	0. 83	0. 96	1. 07	1. 40

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
株 日本 政策 金融 公庫	国民生活事業	7年2か月	7年2か月	10年0か月	9年8か月	9年0か月
	（生活衛生分）	9年8か月	9年10か月	10年9か月	10年9か月	10年0か月
	農林水産事業	12年11か月	13年0か月	12年4か月	13年1か月	12年8か月
	中小企業事業	8年11か月	9年5か月	10年1か月	10年4か月	9年9か月
沖縄振興開発金融公庫		15年11か月	14年6か月	13年2か月	14年0か月	16年4か月
株式会社国際協力銀行		12年3か月	12年3か月	11年5か月	8年7か月	10年2か月

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
（注1）貸付金額による加重平均。
（注2）株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 5：危機対応業務の実施状況（中堅・大企業向け）（単位：億円）

		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付額（計）		—	25	22,489	2,801	308
	商工組合中央金庫	—	—	368	255	71
	日本政策投資銀行	—	25	22,121	2,546	237
損害担保（計）		—	—	1,505	1,999	157
	商工組合中央金庫	—	—	205	252	71
	日本政策投資銀行	—	—	1,300	1,747	86

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
（注1）単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。
（注2）財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。
（注3）損害担保は、貸付に損害担保契約を付したものである。

施策 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施		
	目 標	「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。 （目標の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	新型コロナウイルス感染症の影響により検査実施に制約があったものの1機関に対して、「令和4事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題	

		の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。 なお、株式会社商工組合中央金庫については、平成28年に発覚した危機対応業務の不正事案を受けて業務改善命令が発出され、その際に設置された検討会（「商工中金の在り方検討会」）において、新たなビジネスモデルの確立や危機対応業務の見直し等に関する提言が取り纏められました。その後、提言を実施・検証するための評価委員会（「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」）が設置され、同委員会での議論等を踏まえて策定された「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受け、中小企業庁や金融庁と連携し、同金庫との定期的な意見交換を行うなど、業務の改善状況の把握に努めました。令和4年3月には中期経営計画等の期間が終了し、令和4年8月に行われた同委員会において「新たなビジネスモデルは概ね確立された」「引き続き危機対応業務を実施する責務がある」と評価されたことなどを踏まえ、これまで発出されていた業務改善命令の解除を行いました。 上記のとおり、「令和4事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	コロナ禍においても、1機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後、平時に移行する中、コロナ禍における経験を踏まえ対面とリモートを使い分けるなどの検査方法の充実や、オフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。		

政7-1-2に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関等への検査実績件数（単位：件）

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4	1	3	1	1

参考指標2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数（単位：億円）

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,387	1,372	1,383	1,358	1,218
経常費用	1,331	1,469	1,520	2,904	1,729
経常利益	56	△96	△138	△1,545	△511
特別損益	△2	△4	△2	△1	△1

当期純利益	55	△100	△140	△1,546	△512
農林水産事業					
経常収益	420	415	433	499	477
経常費用	420	415	432	499	476
経常利益	0	1	0	0	1
特別損益	△0	△1	△0	△0	△1
当期純利益	△0	△0	△0	—	—
中小企業事業					
経常収益	4,039	3,763	2,769	2,831	2,551
経常費用	2,695	2,766	2,831	11,540	5,686
経常利益	1,344	997	△62	△8,709	△3,135
特別損益	△0	△0	△0	△1	△1
当期純利益	1,344	996	△63	△8,710	△3,136
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△116	△107	△101	△91	△84
業務費用②	114	113	109	124	138
業務費用合計（①＋②）＝③	△2	6	8	34	55
機会費用④	0	0	0	1	3
行政コスト（③＋④）＝⑤	△2	6	8	35	58
株式会社国際協力銀行					
経常収益	3,901	4,769	4,820	2,837	3,099
経常費用	3,280	4,240	3,652	2,395	2,952
経常利益	621	529	1,167	442	148
特別損益	0	0	0	0	0
当期純利益	621	529	1,168	442	148

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注１）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年６月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注２）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標３：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		30年度末	令和元年度末	令和２年度	令和３年度	令和４年度
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	1.66	0.84	1.62	0.75	1.04
	農林水産事業	0.29	0.31	0.32	0.48	0.58
	中小企業事業	1.26	0.82	1.33	0.77	0.86
沖縄振興開発金融公庫		0.33	0.41	0.25	0.26	0.38
株式会社国際協力銀行		0.76	1.40	1.33	1.74	1.64

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）延滞率＝（弁済期限を６か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高／貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを継続いたします。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 更に、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和6年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和２年度	３年度	４年度	５年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	60,163,430	61,653,004	60,686,494	60,484,652
		補正予算	8,923,698,890	△2,415	21,197,978	
		繰越等	△5,779,750,000	5,783,340,000	N.A.	
		合 計	3,204,112,320	5,844,990,589	N.A.	
	執行額（千円）	3,200,299,532	5,196,956,075	N.A.		
（概要） 株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費 （注）令和４年度「繰越等」、「執行額」等については、令和５年11月頃に確定するため、令和５年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定） コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定） 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和5年3月10日変更））
---------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
---------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。		
	また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）等に基づき、中小企業・小規模事業者については、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上の減少など業況悪化を来している事業者等の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付」等を通じ、資金繰り支援等を実施しました。		
	更に、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。		
	令和5年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和5年6月